令和5年6月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年6月20日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社コスモ交通（法人番号：7040002069833）　代表者　岡村　正美
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県君津市糸川586-1 （本社営業所）　千葉県君津市糸川586-1
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　240日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和4年7月12日、令和4年7月20日及び令和4年8月8日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任・高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　24点 当該事業者の累積点数　24点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年6月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年6月20日
（２）事業者の氏名又は名称	平川観光株式会社（法人番号：1050001013978）　代表者　平川　重夫
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県猿島郡境町大字長井戸730-22 （本社営業所）　茨城県猿島郡境町大字長井戸字原割730-22
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　500日車 輸送の安全確保命令
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和4年8月23日及び令和4年9月14日、定期的な監査を実施。15件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)点呼記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(7)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(8)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(10)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)運転者に対する指導監督実施記録の不実記載(運輸規則第38条第1項)、(13)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(14)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　50点 当該事業者の累積点数　50点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）